11月8日に配布の「本庄市こども計画（素案）」から修正した箇所は次のとおりです。

**資料２**

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| **№** | **11月8日資料** |  | **2月19日資料** |  | **備考** |
| **該当箇所** | **修正前の記載** | **該当箇所** | **修正後の記載** |
| 1 | P1（第1章）  1.計画策定の趣旨  最後の段落 | 現行の「第2期本庄市子ども・子育て支援事業計画」がその計画期間を終了することを受けて、これまでの本市の取組を振り返るとともに、今後の子ども・子育て支援における本市のあり方を定めるため「本庄市こども計画」を策定するものです。 | P1（第1章）  1.計画策定の趣旨  最後の段落 | 令和６年度をもって「第2期本庄市子ども・子育て支援事業計画」がその計画期間を終了したことを受け（削除）、これまでの本市の取組を振り返るとともに、今後の子ども・子育て支援における本市のあり方を定めるため「本庄市こども計画」を策定しました。 | 修正 |
| 2 | P2（第1章）  2.計画の法的根拠  本文2行目～5行目 | ・・・「市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第９条第２項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第９条第２項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。」とされています。 | P2（第1章）  2.計画の法的根拠  本文2行目～5行目 | ・・・「市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。」とされています。 | 修正 |
| 3 | P2（第1章）  2.計画の法的根拠  本文8行目 | ・・・と一体的に策定し、こども分野の総合的な計画として推進します。 | P2（第1章）  2.計画の法的根拠  本文9行目、10行目 | ・・・と一体的に策定するとともに、少子化対策として、市の「本庄市まち・ひと・しごと創生総合戦略」等との連携を図りながら、こども分野の総合的な計画として推進します。 | 追記 |
| 4 | P2（第1章）  2.計画の法的根拠  ■こども基本法（抜粋）■ | ４　都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。 | P2（第1章）  2.計画の法的根拠  ■こども基本法（抜粋）■ | ４　都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第一項に規定する都道府県計画その他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。 | 修正 |
| 5 | P2（第1章）  2.計画の法的根拠  ■こども基本法（抜粋）■ | ５　市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第九条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。 | P2（第1章）  2.計画の法的根拠  ■こども基本法（抜粋）■ | ５　市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第九条第二項に規定する市町村子ども・若者計画、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第十条第二項に規定する市町村計画その他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。 | 修正 |
| 6 | P4（第1章）  3.本庄市における計画の位置づけ  ■計画の位置づけイメージ■ | － | P4（第1章）  3.本庄市における計画の位置づけ  ■計画の位置づけイメージ■ | （その他計画等）  ■本庄市まち・ひと・しごと創生総合戦略【人口減少・少子化対策】 | 追記 |
| 7 | P5（第1章）  5.計画の対象  本文1行目 | 本計画は、本市に居住する全てのこども・若者と子育て家庭を対象にするものです。 | P5（第1章）  5.計画の対象  本文1行目 | 本計画は、本市に居住する全てのこども・若者と子育て当事者を対象にするものです。 | 修正 |
| 8 | P5～P6（第1章）  6.計画の策定体制（1）～（5）  各本文の下部 | 第●章　●●●●●●●●●● | P5～P6（第1章）  6.計画の策定体制（1）～（5）  各本文の下部 | （該当する章を記載） | 追記 |
| 9 | P9（第2章）  1.本庄市の姿  （3）出生の動向  本文及び表 | （平成30年から令和4年までの埼玉県の人口動向を参照した記載） | P9（第2章）  1.本庄市の姿  （3）出生の動向  本文及び表 | （令和元年から令和5年における埼玉県の人口動向を参照した記載） | 時点修正 |
| 10 | P14（第2章）  2.本庄市における子ども・子育て支援の状況  （6）こども家庭センター  本文 | こども家庭センターは、母子保健機能及び児童福祉機能の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援を切れ目無く提供することや、個々の家庭の課題やニーズを、地域資源に有効的につなげるサポートプランを作成し、それに沿った継続的なマネジメントを実施する役割を担います。  その他、こどもの権利等についての普及啓発など、こども自身が自分らしく生きていける環境の整備を推進しています。 | P14（第2章）  2.本庄市における子ども・子育て支援の状況  （6）こども家庭センター  本文 | こども家庭センターは、母子保健機能及び児童福祉機能の連携を強化し一体的な運営を実施する機関で、妊産婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援を切れ目無く提供することや、個々の家庭の課題やニーズを、地域資源に有効的につなげるサポートプランを作成し、それに沿った継続的なマネジメントを実施する役割を担います。  加えて、こどもの権利等についての普及啓発など、こども自身が自分らしく生きていける環境の整備を推進しています。 | 11/8本庄市子ども・子育て会議にて、高橋委員からの意見の趣旨を反映 |
| 11 | P16（第2章）  2.本庄市における子ども・子育て支援の状況（2）調査結果における数値の基本的な取り扱いについて | ○　質問の終わりに【複数回答】とある問は、１人の回答者が２つ以上の回答を出しても良い問 | P16（第2章）  2.本庄市における子ども・子育て支援の状況  （2）調査結果における数値の基本的な取り扱いについて | ○　質問の終わりに【複数回答】とある問は、１人の回答者が２つ以上の回答を出してもよい問です。そのため、各回答の合計比率が100％を超える場合があります。 | 修正 |
| 12 | P44（第4章）  1.調査の概要  （2）調査結果における数値の基本的な取り扱いについて | ○　質問の終わりに【複数回答】とある問は、１人の回答者が２つ以上の回答を出しても良い問 | P44（第4章）  1.調査の概要  （2）調査結果における数値の基本的な取り扱いについて | ○　質問の終わりに【複数回答】とある問は、１人の回答者が２つ以上の回答を出してもよい問です。そのため、各回答の合計比率が100％を超える場合があります。 | 修正 |
| 13 | P50（第5章）  1.本庄市における課題  （3）子育て世帯の孤立化  表題、本文4行目 | ・・・充実を推進し、子育て世帯の孤立を防ぐ・・・ | P50（第5章）  1.本庄市における課題  （3）子育ての孤立化  表題、本文4行目 | ・・・充実を推進し、子育て（削除）の孤立を防ぐ・・・ | 削除 |
| 14 | P50（第5章）  1.本庄市における課題  （4）心身に困難を抱えるこどもの支援  表題及び本文 | 市民アンケート調査の結果から、大人に変わり家事や家族の世話をするこどものうち、一定数が「体力面」や「精神面」での困難を感じていることがわかっています。  また、本庄市の現状として、こどもの数が減少傾向で推移する中、障害者手帳を所持しているこどもについてみますと、増加傾向にあります。  こども本人と子育て家庭の環境を注視しつつ、・・・ | P50（第5章）  1.本庄市における課題　（4）心身に障害や困難を抱えるこどもの支援  表題及び本文 | 本庄市の現状として、こどもの数が減少傾向で推移する中、障害者手帳を所持しているこどもについてみますと、増加傾向にあります。  また、市民アンケート調査の結果から、大人に変わり家事や家族の世話をするこどものうち、一定数が「体力面」や「精神面」での困難を感じていることがわかっています。  こども本人と子育て世帯の環境を注視しつつ、・・・ | 「また」前後の文を入れ替え、それに合わせて表題を修正。  文言の修正 |
| 15 | P51（第5章）  1.本庄市における課題　（7）こども・若者、子育て家庭等への総合的な支援体制の構築  表題、本文1行目、4行目 | （本文2箇所）  こども・若者、子育て家庭等を・・・  また、こども・若者、子育て家庭を取り巻く・・・ | P51（第5章）  1.本庄市における課題  （7）こども・若者、子育て世帯等への総合的な支援体制の構築  表題、本文1行目、4行目 | （本文2箇所）  こども・若者、子育て世帯等を・・・  また、こども・若者、子育て世帯を取り巻く・・・ | 修正 |
| 16 | P52（第5章）  2.計画の基本理念  本文3段落目の1行目 | ・・・全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に・・・ | P52（第5章）  2.計画の基本理念  本文3段落目の1行目 | ・・・全てのこども・若者、子育て当事者が身体的・精神的・社会的に・・・ | 追記 |
| 17 | P55（第5章）  基本目標5  本文3行目 | 本市は、子育て家庭が安心してこどもを育てられる・・・ | P55（第5章）  基本目標5  本文3行目 | 本市は、子育て世帯が安心してこどもを育てられる・・・ | 修正 |
| 18 | P56（第5章）  5.施策の体系  表 | （各基本施策の該当ページ）  P.●● | P56（第5章）  5.施策の体系  表 | （各基本施策の該当ページを記載） | 追記 |
| 19 | P57（第5章）  （1）施策への反映に向けた考え方  子育てに伴う経済的支援を充実させてほしい | その他も・・・ | P57（第5章）  （1）施策への反映に向けた考え方  子育てに伴う経済的支援を充実させてほしい | そのほかにも・・・ | 修正 |
| 20 | P57（第5章）  （1）施策への反映に向けた考え方  安全・安心な道路交通環境を整えてほしい | また、小中学校の通学路には交通指導員を配置し、交通安全推進団体に交付金を支給して対策事業を推進します。 | P57（第5章）  （1）施策への反映に向けた考え方  安全・安心な道路交通環境を整えてほしい | また、小（削除）学校の通学路には交通指導員を配置し、交通安全推進団体の活動を支援して交通安全対策事業を推進します。 | 削除  修正 |
| 21 | P60～P88、P103・P104  （第6章）  主な取組を示す表 | － | P60～P88、P104・P105  （第6章）  主な取組を示す表 | （取組を部署ごとにまとめて表記）  （保健部の取組を先頭に表記） | 本庄市子ども・子育て会議での意見の趣旨を反映 |
| 22 | P62（第6章）  基本目標1　1-2  項番1　中学生まちづくり議会 | （取組の概要）  市内の公私立中学校の・・・ | P62（第6章）  基本目標1　1-2  項番4　中学生まちづくり議会 | （取組の概要）  市内（削除）中学校の・・・ | 削除 |
| 23 | P63（第6章）  基本目標1　1-3  項番4　交通安全推進団体への交付金の交付事業 | （主な取組）  交通安全推進団体への交付金の交付事業  （取組の概要）  交通安全推進団体である「交通安全対策協議会」及び「交通安全母の会」に対し交付金を交付し、交通安全対策事業等を推進します。 | P63（第6章）  基本目標1　1-3  項番3　交通安全推進団体への支援事業 | （主な取組）  交通安全推進団体への支援事業  （取組の概要）  交通安全推進団体である「交通安全対策協議会」及び「交通安全母の会」の活動を支援し、交通安全対策事業等を推進します。 | 修正 |
| 24 | P63（第6章）  基本目標1　1-3  項番5　交通安全教室 | （担当課）  危機管理課 | P63（第6章）  基本目標1　1-3  項番4　交通安全教室 | （担当課）  危機管理課  支所総務課 | 追加 |
| 25 | P70（第6章）  基本目標2　2-2  項番18　子どもの学習支援事業  （P77（第6章）  基本目標3　3-1  項番2　子どもの学習支援事業（再掲）） | （主な取組）  子どもの学習支援事業  （取組の概要）  生活困窮状態やその恐れのある世帯を対象に、子どもの学習指導や家庭訪問による相談等を実施することで、子どもの将来の自立に必要な基礎能力の修得を支援する事業です。  子どもの学習・生活支援事業を継続し、貧困の連鎖を予防します。また、子どもの学習・生活支援事業の利用者に受験料等補助を実施し、進学に向けたチャレンジを後押しします。 | P68（第6章）  基本目標2　2-2  項番8　子どもの学習・生活支援事業  （P77（第6章）  基本目標3　3-1  項番3　子どもの学習・生活支援事業（再掲）） | （主な取組）  子どもの学習・生活支援事業  （取組の概要）  生活困窮状態やそのおそれのある世帯を対象に、子どもの学習指導や家庭訪問による相談等を実施することで、子どもの将来の自立に必要な基礎能力の習得を支援します。  子どもの学習・生活支援事業を継続し、貧困の連鎖を予防します。（削除） | 追記  修正  削除 |
| 26 | P71（第6章）  基本目標2　2-3  項番4　青少年平和学習事業 | （取組の概要）  市内の公立４中学校の２年生に原爆投下による悲劇を知ってもらい、恒久平和の尊さを認識してもらうことで、戦争や核兵器のない世界をつくる心を育てる青少年平和学習を実施します。また、私立中学校にも参加を働きかけ、青少年平和学習を広げて行きます。 | P71（第6章）  基本目標2　2-3  項番2　青少年平和学習事業 | （取組の概要）  市内（削除）中学校の２年生に原爆投下による悲劇を知ってもらい、恒久平和の尊さを認識してもらうことで、戦争や核兵器のない世界をつくる心を育てる青少年平和学習を実施します。  （削除） | 修正 |
| 27 | P71（第6章）  フッター | （注釈の「３SOHOビジネス」を用語の説明に移動） | P130（第8章）  4.用語の説明（五十音順） | （「SOHOビジネス」を掲載） | 修正 |
| 28 | P72（第6章）  基本目標2　2-4  項番3　本庄市立中学校開放講座 | （取組の概要）  市内公立中学校を生涯学習の場として開放し、地域の市民を対象として、学校の特色を生かしながら、各種の講座を開催する中学校開放講座を実施し、生涯学習と家庭教育を推進します。 | P74（第6章）  基本目標2　2-4  項番14　本庄市立中学校解放講座 | （取組の概要）  市内公立中学校を（削除）開放し、地域の市民を対象として、学校の特色を生かした多様な講座を開催します。学校施設を学びの場として利用し、地域で交流する機会を提供することで、生涯学習を推進します。 | 修正 |
| 29 | P72（第6章）  基本目標2　2-4  項番4　本庄市立小学校PTA家庭教育学級 | （取組の概要）  市内公立小学校を会場に、当該学校に通う保護者を対象として各種の講座を開催するPTA家庭教育学級を実施し、生涯学習と家庭教育を推進します。 | P74（第6章）  基本目標2　2-4  項番15　本庄市立小学校PTA家庭教育学級 | （取組の概要）  市内公立小学校を会場に、当該学校に通う保護者を対象として多様な講座を開催します。保護者間のつながりや情報交換の機会を提供することで家庭教育を推進します。 | 修正 |
| 30 | P75（第6章）  基本目標2　2-5  項番2　スポーツ少年団育成事業 | （取組の概要）  ・・・青少年期における人間形成や健康なからだとこころを育むことができるよう・・・ | P76（第6章）  基本目標2　2-5  項番7　スポーツ少年団育成事業 | （取組の概要）  ・・・青少年期における人間形成や健康な身体と心を育むことができるよう・・・ | 修正 |
| 31 | P77（第6章）  基本目標3　3-1  項番14　子どもの学習・生活支援事業に係る大学等受験料等補助事業 | （取組の概要）  事業を利用する生活保護世帯・生活困窮者世帯の中学３年生及び高校生等の子どもの親及び養育者を対象に大学等受験料及び模擬試験受験料の補助を行います。 | P77（第6章）  基本目標3　3-1  項番4　子どもの学習・生活支援事業に係る大学等受験料等補助事業 | （取組の概要）  事業を利用する生活保護世帯・生活困窮者世帯等の中学３年生及び高校生等の子どもの親及び養育者を対象に大学等受験料及び模擬試験受験料の補助を行います。 | 追記 |
| 32 | P79（第6章）  基本目標3　3-2  項番6　就労準備支援事業 | （取組の概要）  直ちに就労することが困難な状況にある生活困窮者を対象に、就労のための基礎能力の習得を目的として実施します。 | P79（第6章）  基本目標3　3-2  項番6　就労準備支援事業 | （取組の概要）  直ちに就労することが困難な状況にある被保護者又は生活困窮者を対象に、就労のための基礎能力を習得できるよう支援します。 | 修正 |
| 33 | P80（第6章）  基本目標3　3-2  項番8　一時生活支援事業 | （取組の概要）  住居のないもしくは住居を失うおそれのある生活困窮者を対象に衣食住等を提供し、日常生活を営むのに必要な支援を実施し、併せて就労支援を行い、自立につなげます。 | P80（第6章）  基本目標3　3-2  項番8　一時生活支援事業 | （取組の概要）  住居のないもしくは住居を失うおそれのある生活困窮者を対象に衣食住等を提供し、日常生活を営むのに必要な支援を実施します。併せて就労支援を行い、自立につなげます。 | 修正 |
| 34 | P82　第6章  基本目標4  フッター | （注釈の「４アウトリーチ型支援」を用語の説明に移動） | P125　第8章  4.用語の説明（五十音順） | （「アウトリーチ型支援」を掲載） | 修正 |
| 35 | P83（第6章）  基本目標4　4-1  項番7　育児講座開催事業 | （取組の概要）  児童福祉や、こどもの養育に係わる方々の・・・ | P83（第6章）  基本目標4　4-1  項番10　育児講座開催事業 | （取組の概要）  児童福祉や、こどもの養育に関わる方々の・・・ | 修正 |
| 36 | P83（第6章）  基本目標4　4-1  項番11　特定妊婦等に対する支援 | （取組の概要）  ・・・全ての妊産婦・子育て家庭と接点をもつことが・・・ | P84（第6章）  基本目標4　4-1  項番11　特定妊婦等に対する支援 | （取組の概要）  ・・・全ての妊産婦・子育て世帯と接点をもつことが・・・ | 修正 |
| 37 | P84（第6章）  基本目標4　4-1  項番12　出産・子育て応援ギフト | （取組の概要）  妊娠期から出産・子育て期まで安心して過ごしていただけるよう、伴走型支援とあわせて、育児関連用品の購入や子育て支援サービスに利用するための経済的支援を実施しています。  伴走型支援と経済的支援である出産・子育て応援ギフトの給付を行いながら、子育て世帯が地域で安心して生活できるように、引き続き妊婦や子育て世帯に寄り添ったサポートを行います。 | P84（第6章）  基本目標4　4-1  項番12　妊娠・出産応援交付金事業 | （取組の概要）  妊娠期から出産・子育て期まで切れ目のない支援を行い、安心して過ごしていただけるよう、伴走型の妊婦等包括相談支援とあわせて、育児関連用品の購入や子育て支援サービスに利用するための経済的支援を実施しています。  伴走型支援と経済的支援である妊娠・出産応援交付金の給付を行いながら、子育て世帯が地域で安心して生活できるように、引き続き妊婦や子育て世帯に寄り添った支援を行います。 | 修正 |
| 38 | P84（第6章）  基本目標4　4-1  項番13　子育て支援金 | （取組の概要）  子育て家庭の経済的負担を軽減するため・・・ | P84（第6章）  基本目標4　4-1  項番13　子育て支援金 | （取組の概要）  子育て世帯の経済的負担を軽減するため・・・ | 修正 |
| 39 | P88（第6章）  基本目標4　4-4  本文1行目 | 共働き・共育ての子育て家庭が増えたことにより・・・ | P88（第6章）  基本目標4　4-4  本文1行目 | 共働き・共育ての子育て世帯が増えたことにより・・・ | 修正 |
| 40 | P89～92（第6章）  基本目標5　5-1  （3）教育・保育事業の量の見込みと提供体制  サービス提供体制に係る表 | （令和8年度における保育施設等の定員見直し前の数値を反映） | P89～92（第6章）  基本目標5　5-1  （3）教育・保育事業の量の見込みと提供体制  サービス提供体制に係る表 | （令和8年度における保育施設等の定員見直し後の数値を反映） | 修正 |
| 41 | P94（第6章）  基本目標5　5-2  （1）利用者支援事業  注釈 | 利用者支援事業の実施については、「基本型」「特定型」「こども家庭センター型」の３類型があります。  本庄市では、「基本型」及び「こども家庭センター型」による利用者支援事業を展開するほか、身近に相談することができる相談機関として「地域子育て支援機関」の設置し、利用者支援の充実を図ります。  基本型：主として、行政窓口以外で、親子が継続的に利用できる施設を活用します。  特定型：主として、行政機関の窓口等を活用します。  こども家庭センター型：主として、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関（こども家庭センター）を活用します。 | P94（第6章）  基本目標5　5-2  （1）利用者支援事業  注釈 | 利用者支援事業の実施については、「基  本型」「特定型」「こども家庭センター型」の３類型があります。  基本型：子育て家庭等から日常的に相談を受け、子育て支援事業や保育所の利用への助言等を行い、地域の関係機関との連絡調整、社会資源の開発等を行う形態  特定型：子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、情報提供や利用支援を行う形態  こども家庭センター型：保健師等（母子保健）と子ども家庭支援員等（児童福祉）が連携し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を実施する形態  本市では、「基本型」及び「こども家庭センター型」による利用者支援事業を展開するほか、身近に相談することができる相談機関として児童福祉法に基づく「地域子育て相談機関」の設置を目指し、利用者支援の充実を図ります。 | 11/8本庄市子ども・子育て会議にて、高橋委員からの意見の趣旨を反映 |
| 42 | P95（第6章）  基本目標5　5-2  （2）時間外保育事業（延長保育事業）  表 | （令和8年度における保育施設等の定員見直し前の数値を反映） | P95（第6章）  基本目標5　5-2  （2）時間外保育事業（延長保育事業）  表 | （令和8年度における保育施設等の定員見直し後の数値を反映） | 修正 |
| 43 | P96（第6章）  基本目標5　5-2  （5）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ：学童保育所）  表 | （確保方策はR6.10.1時点の定員を反映） | P96（第6章）  基本目標5　5-2  （5）放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ：学童保育所）  表 | （確保方策のR7～R9はR6.11.1時点の定員を反映。R10～R11は見直し修正） | 修正 |
| 44 | P97（第6章）  基本目標5　5-2  （6）子育て短期支援事業（ショートステイ）  表の下部 | － | P97（第6章）  基本目標5　5-2  （6）子育て短期支援事業（ショートステイ）  表の下部 | ※本事業は原則として全ての利用希望者を対象として実施しており、見込み数と同数のサービス提供体制を確保します。 | 追記 |
| 45 | P97（第6章）  基本目標5　5-2  （7）乳児家庭全戸訪問事業  表 | （確保方策の単位）  箇所 | P97（第6章）  基本目標5　5-2  （7）乳児家庭全戸訪問事業  表 | （確保方策の単位）  人  （確保方策に追記）  実施機関：こども家庭センター | 修正 |
| 46 | P98（第6章）  基本目標5　5-2  （8-1）養育支援訪問事業  表、表の下部 | （量の見込み及び確保方策は、令和２年度から令和５年度までの実績より、最大数（１５１人）を採用）  （表の下部）  ※本事業は原則として全ての利用希望者を対象として実施しており、見込み数と同数のサービス提供体制を確保します。 | P98（第6章）  基本目標5　5-2  （8-1）養育支援訪問事業  表、表の下部 | （養育支援が必要な世帯は、新たに子が生まれた世帯の約３割程度の傾向であることから、本計画における推計児童数の３割の数値を採用）  （表の下部）  ※本事業は養育支援が必要な家庭を対象として実施しており、見込み数と同数のサービス提供体制を確保します。 | 修正 |
| 47 | P98（第6章）  基本目標5　5－2  （9）地域子育て支援拠点事業  本文4行目 | ・・・専門職員による子育て家庭に対する相談指導・・・ | P98（第6章）  基本目標5　5－2  （9）地域子育て支援拠点事業  本文4行目 | ・・・専門職員による子育て世帯に対する相談指導・・・ | 修正 |
| 48 | P100（第6章）  進基本目標5　5-2  （11）病児保育事業（病児・病後児保育事業）  表題、本文1段落目、表 | （表題）  （11）病児保育事業（病児・病後児保育事業）  （本文）  病児について、病院・保育所などに付設された専用スペースにおいて、看護師などが一時的に保育を実施する事業です。 | P100（第6章）  基本目標5　5-2  （11）病児保育事業  表題、本文1段落目、表 | （表題）  （11）病児保育事業（削除）  （本文）  病児について、病院・保育所などに付設された専用スペースにおいて、看護師などが一時的に保育を実施する事業で、病児対応型、病後児対応型、体調不良児型の３つの類型があります。  （表の確保方策の内訳を表記）  病児対応型  病後児対応型  体調不良児型 | 修正 |
| 49 | P100（第6章）  基本目標5　5-2  （12）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）  表の下部 | － | P100（第6章）  基本目標5　5-2  （12）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）  表の下部 | ※本事業は原則として全ての利用希望者を対象として実施しており、見込み数と同数のサービス提供体制を確保します。 | 追記 |
| 50 | P101（第6章）  基本目標5　5－2  （14）子育て世帯訪問支援事業  本文1行目 | 不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる・・・ | P101（第6章）  基本目標5　5－2  （14）子育て世帯訪問支援事業  本文1行目 | 不安や負担を抱える子育て世帯、妊産婦、ヤングケアラー等がいる・・・ | 修正 |
| 51 | P102（第6章）  基本目標5　5-2  （17）妊婦等包括相談支援事業  本文 | 妊婦等包括相談支援事業は妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。  本市では現在、特に該当する事業は行っていませんが、子育て環境の変化等に合わせて、必要と判断される場合には、事業内容や事業対象者等について検討を行います。 | P102（第6章）  基本目標5　5-2  （17）妊婦等包括相談支援事業  本文、表 | 妊婦やその配偶者等に対して、妊娠時から出産・育児等の見通しを立てるための面接や訪問、継続的な情報提供を行うとともに、妊婦等に寄り添いながら様々なニーズに応じて必要な支援に繋ぐ切れ目のない伴走型の支援を行う事業です。  （■量の見込みと確保方策■を追加） | 修正 |
| 52 | P102（第6章）  基本目標5　5-2  （18）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）  本文 | 保育所その他の内閣府令で定める施設において、満３歳未満の乳児又は幼児（保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。  令和８年度以降、本事業は新設される「乳児等のための支援給付」に位置付けられます。 | P103（第6章）  基本目標5　5-2  （18）乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）  本文、表 | 保育所その他の内閣府令で定める施設において、満３歳未満の乳児又は幼児（保育所に入所しているものその他の内閣府令で定めるものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。  令和７年度中の事業開始に向けて市内の教育・保育事業者等との協議・調整を行い、すべての利用希望者を受け入れられる体制の確保を目指します。  なお、令和８年度以降、本事業は新設される「乳児等のための支援給付」に位置づけられます。  （■量の見込みと確保方策■を追加） | 修正 |
| 53 | P106（第7章）  3．ライフステージ毎の主な取組 | 本計画に記載の取組については、以下の「取組の支援対象一覧表」に該当するライフステージにおける支援を重点的に展開します。  なお、下記支援対象の該当とならない場合についても、対象を拡大して支援可能となる場合や、市のその他計画等で支援を行っている場合があります。 | P107（第7章）  3．ライフステージごとの主な取組 | 本計画に記載の取組については、以下の「取組の支援対象一覧表」に該当するライフステージにおける支援を重点的に展開します。  なお、支援の内容や支援対象などの詳細は、担当部署で直接又は市HPでご確認ください。  また、以下支援対象の該当とならない場合についても、対象を拡大して支援可能となる場合や、市のその他計画等で支援を行っている場合があります。 | 追記 |
| 54 | P106～112（第7章）  3.ライフステージ毎の主な取組 | （表に未入力部分あり） | P107～113（第7章）  3.ライフステージごとの主な取組 | （表の未入力部分に●を追記） | 追記 |
| 55 | P107、P108（第7章）  3．ライフステージ毎の主な取組 | 2-2　8．子どもの学習支援事業  3-1　3．子どもの学習支援事業（再掲） | P108、P109（第7章）  3．ライフステージごとの主な取組 | 2-2　8．子どもの学習・生活支援事業  3-1　3．子どもの学習・生活支援事業（再掲） | 修正 |
| 56 | P112（第7章）  3．ライフステージ毎の主な取組 | － | P113（第7章）  3．ライフステージごとの主な取組 | ■本庄市こども計画関係部署一覧（令和７年３月１日時点）■ | 追記案 |
| 57 | P113（第7章）  4．計画の推進体制  （1）計画の周知  本文1行目 | 子ども及び子育て家庭の・・・ | P114（第7章）  4．計画の推進体制  （1）計画の周知  本文1行目 | こども及び子育て家庭の・・・ | 修正 |
| 58 | P114（第7章）  5．計画推進における役割分担  （3）地域の役割  本文7行目 | 子育て家庭が孤立することのたないよう・・・ | P115（第7章）  5．計画推進における役割分担  （3）地域の役割  本文7行目 | 子育て当事者が孤立することのたないよう・・・ | 修正 |
| 59 | P116～（第8章）  資料編 | （未記載部分あり） | P117～（第8章）  資料編 | （未記載部分を追記） | 追記 |

以上